

上田市協働のまちづくり指針

～住みたいまちを みんなでつくろう～



平成 27 年 3 月

上田市

はじめに	1
1. 指針の趣旨	2
2. 「協働」のめざすもの	
(1) 協働とは	4
(2) なぜ協働が必要か	5
(3) 協働でどのような効果が期待できるか	6
3. 「協働」の進め方	
(1) 協働の役割分担	7
(2) 協働の基本原則（ルール）	8
(3) 協働にふさわしい分野（事業）	9
(4) 協働の領域と形態	10
(5) 協働を活用する流れ（進め方）	12
4. 「協働」推進のための環境づくり	
(1) 推進体制づくり	13
(2) 情報共有と市民活動への支援	14
(3) 人材育成	15
(4) 評価・検証	15
5. 今後に向けて	
(1) 協働のまちづくりの実践	16
(2) 一定期間での見直し	16
参考資料	
・ 検討委員会委員名簿	18
・ 検討経過	19
・ 検討委員会設置要綱	20
・ 市民協働に関するアンケート調査結果	21

はじめに

近年、少子高齢化の進行や人口の減少とともに、社会情勢が大きく変動する中、人々の価値観も多様化しており、地域が抱える課題や市民ニーズもまた、複雑化・多様化し、行政だけで対応するのは非常に難しくなっています。更に、地方分権の進展に伴い、地方・地域は自らが考え行動し、責任を持ってまちづくりを進めていくことが求められています。

私たちは、誰もが住み続けたいと思う魅力あふれるまちを創造するとともに、未来を担う子どもたちが夢と希望を抱き、より豊かなまちを築いていけるよう、自然や歴史、文化を次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、自治の主体である市民、市議会及び市は、市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに認め合い、それぞれの役割と責任のもと、参加と協働により自治を推進し、活力ある自立した地域社会を実現していく必要があります。

平成 23 年 4 月に施行した上田市自治基本条例では、上田市をもっと暮らしやすいまちにするため、市民・市議会・市の三者が協力してまちづくりを進めることを定めています。

この条例の基本理念の一つに掲げられている「参加と協働により自治を推進する」ことを実現するため、様々な人や組織がお互いを対等のパートナーとして認め、協働による持続可能な上田市の発展を目指す必要があります。

ここに、「上田市市民協働指針検討委員会」からの提言を踏まえ、協働を推進していくための基本的な考え方や方向性を「上田市協働のまちづくり指針」としてまとめました。

直面する課題の解決や新たな価値の創造のため、お互いの長所や特性を存分に発揮して魅力あるまちづくりを進めていきます。

平成 27 年 3 月

1. 指針の趣旨

上田市では、これまで自治会をはじめ、NPO法人（特定非営利活動法人）等市民活動団体、企業等により、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が活発に行われており、まちづくりに大きな役割を果たしています。

また、市内には4つの大学があり、若者のエネルギーをまちづくりに生かすことができることも、上田市の特徴です。

こうした活動をより効果的なものにするため、互いに力を合わせ協力し活動する協働の取組みについて、基本的な考え方を明確にする必要があります。

この指針は、様々な人や組織が、これまで以上に連携を深めながら、それぞれの得意分野で力を出し合い協働を進めるための理解を深め、考え方やルールなど基本的事項の共有化を図るために策定するもので、その趣旨は次のとおりです。

(1) なぜ協働が必要なのか、協働によってどのような効果が期待できるのかを理解する。

(2) 地域課題の解決や魅力あるまちづくりを、協働の手法によって進めるためのルール、手順を明確にする。

(3) 協働を推進していくための市の取組を示す。

今後は、この指針に基づき、様々な人や組織の協働によるまちづくりの推進を図っていきます。



< 参考資料 >

※ 自治基本条例では

平成 23 年 4 月施行の上田市自治基本条例では、市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに互いに認め合い、参加と協働により自治を推進することを「自治の基本理念」として規定しています。

■ 定義、基本原則

市民	【定義】 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内で事業活動その他の活動を行うもの。
地域 コミュニティ	【定義】 市内において、地縁に基づき自主的に形成された自治会等の団体及び公益性を有する活動を行う団体並びにこれらを含む総体のこと。
参加	【自治の基本原則】 市議会及び市が、市民の参加のもと市政を運営すること。
参画	【定義】 市の政策、施策等の企画又は立案段階から市民が主体的に関わり、行動すること。
協働	【定義】 自立した主体が、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に連携し、協力し合うこと。 【自治の基本原則】 市民、市議会及び市が、それぞれの役割及び責務のもと協働してまちづくりを行うこと。

■ 役割及び責務

市民	<ul style="list-style-type: none">●まちづくりに自由に参加できるとともに、市政に参画することができます。●個々の力を生かし、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。●市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。●地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てるよう努めます。
地域 コミュニティ	<ul style="list-style-type: none">●地域の課題の解決に向け、必要に応じ、協働してまちづくりを行うよう努めます。
市	<ul style="list-style-type: none">●行政への市民の参加を促進するため、多様な制度を整備します。●市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報をわかりやすく公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。●総合計画その他計画の策定及び見直しに当たっては、市民が参画するための必要な措置を講じます。●協働によるまちづくりが進められるための仕組みの整備その他の必要な措置を講じます。
職員	<ul style="list-style-type: none">●市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民の一員として、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。
議会	<ul style="list-style-type: none">●市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報をわかりやすく公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。

2. 「協働」のめざすもの

(1) 協働とは

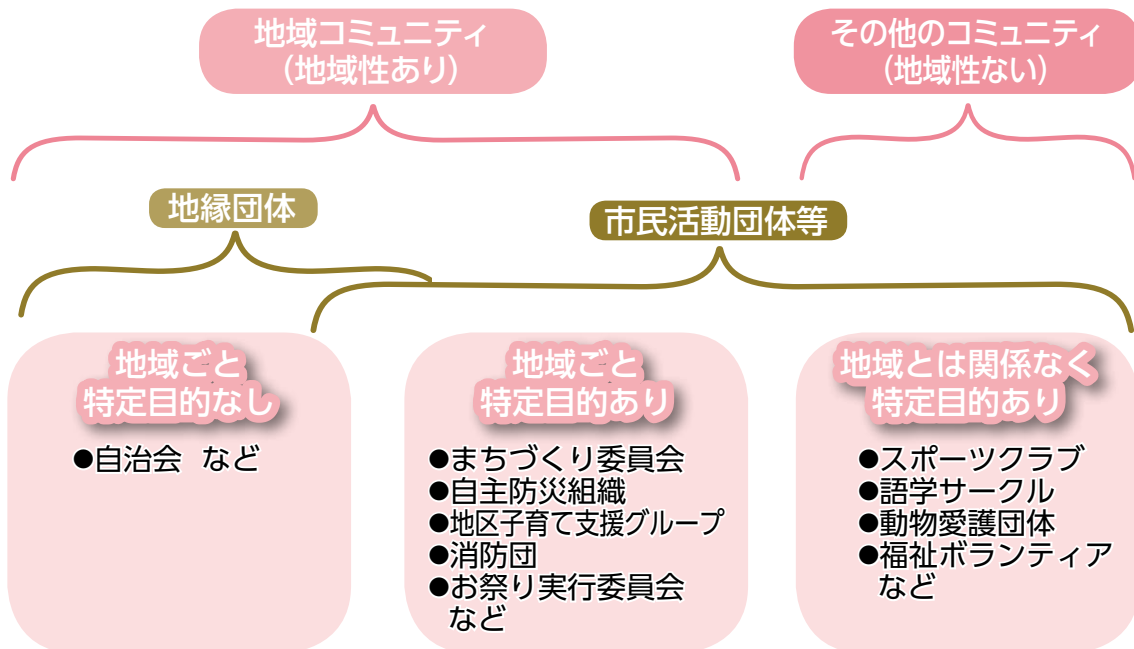
協働とは、市民と地域コミュニティ（自治会等）、市民活動団体（※1）と市、また団体同士が、共通する課題の解決や目的の実現のため、互いの特性を認め、対等な立場で役割分担を行いながら協力し、主体的に活動することです。それぞれの主体が、お互いの利点を生かして補い合い、課題の解決を図るための手法です。

協働 = 共通する課題の解決や目的の実現のため、互いの特性を認め、対等な立場で役割分担を行いながら協力し、主体的に活動すること

※1 市民活動団体

- ①市民活動とは・・・この指針の中で「市民活動」とは、市民が主体的に、かつ公益性を有する活動をいいます。
- ②市民活動団体とは・・・①の市民活動を行うNPO法人を含む団体をいいます。

市民活動を行う団体の関係図



(参考：総務省ホームページ)

地域の団体の役割・機能

- ① 生活相互扶助・冠婚葬祭、福祉、教育等
- ② 文化・伝統の維持・祭、文化、景観等
- ③ 地域全体の課題の解決・まちづくり、防犯、山林保全、防災等

(2) なぜ協働が必要か

地域のことは地域住民が知恵を出しながら地域課題を解決し、住みよいまちづくりを進める市民や市民活動団体等が主体となった市民活動が活発化していますが、一緒に住みよいまちをつくっていこうという市民主体の協働によるまちづくりが、上田市を誇りに思い、地域に愛着を持つ意識を高めるため、これまで以上に重要となっています。

行政は、法令に基づく制度のもとで、安定的に様々な課題に取り組んでいますが、市民との協働によって、より良く課題を解決することができる場合があります。例えば、災害に際しては、「それぞれが力を出し合う」「協力、助け合いの大切さ」「自治（課題を解決して住民の暮らしを守ること）の大切さ」が教訓としてあげられているように、住民がその地域ニーズに合わせて、それぞれの資源を生かして協働することが、より良い問題解決を可能にします。

地域課題を解決し、住みよい魅力あるまちづくりを進めていくためには、市だけでなく、様々な人や組織が、それぞれの力を大いに発揮することで、みんなの力を大きなエネルギーにしていく必要があります。



(3) 協働でどのような効果が期待できるか

お互いの特性や得意分野を生かすことで、アイデアが豊富になり、事業が円滑に進みやすくなります。また、お互いのネットワークを利用して、幅広い事業展開ができ、課題解決や魅力あるまちづくりに高い効果が発揮されます。

■各主体の「協働効果」

主 体	協働の効果
市民にとって	<ul style="list-style-type: none"> ● 日々の暮らしや、地域との関係性の中で気づいた課題について、主体的に市民活動として取り組むことができる。 ● 地域課題の解決により、住みやすい魅力ある上田市が実現し、住民自治意識の向上につながる。
地域コミュニティにとって	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動団体と連携した市民活動として取り組むことで、地域が活性化する。
市民活動団体にとって	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティや他団体間とのネットワークにより、社会的認知度が向上し、幅広い活動が期待できる。
企業・大学等にとって	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティや市民活動団体との協働により、地域貢献が期待でき、社会的評価を高めることができる。
市にとって	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の意識改革や能力の向上を図ることで公共的課題を発掘し、それぞれの主体との協力・連携した取り組みにより、課題解決に高い効果が期待できる。

■考えられる各主体の得意分野

得意分野
市民 / 地域コミュニティ <ul style="list-style-type: none"> ● 地域のことを良く知っている。地域に対する愛着がある。 ● お互いの顔が見えるような人間関係がある。 ● 団結や協力・連携、物事に一斉に取り組みやすい。 ● 口コミによる伝達力がある。 ● 会合や活動の拠点施設がある。
市民活動団体 <ul style="list-style-type: none"> ● 専門分野の知識が豊富である。 ● 現場を良く知っている。 ● 小回りが利き、臨機応変に対応ができる。 ● ターゲットを絞る等、自由度が高く、柔軟な対応ができる。 ● 横のつながりがあり、ネットワークが生かせる。
企業・大学 等 <ul style="list-style-type: none"> ● 専門分野の知識が豊富である。 ● 施設・設備が豊富である。
市 <ul style="list-style-type: none"> ● 公共機関としての信頼感がある。 ● 全体を見渡しながら効率的、効果的に判断する。 ● 財源がある。 ● 法律や制度などの専門知識・ノウハウがある。 ● 一定の継続性が担保されている。

3. 「協働」の進め方

(1) 協働の役割分担

市民で構成する地域コミュニティ（自治会等）やNPO等市民活動団体は、市とともにまちづくりの重要な「主体」です。市と一緒に進める協働もあれば、団体同士の協働もあります。主体それぞれの強みがあり、違いを知ること、互いを理解し、今後の力になります。

■期待される各主体の基本的な取組（役割）

市民

- あらゆる可能な機会に地域活動、市民活動に参加する。
- まちづくりに向け積極的に提言、行動する。
- 地域課題の解決や魅力あるまちづくりのため、主体的に取り組む。

地域
コミュニティ

- 地域課題解決や魅力あるまちづくりのため、主体的に取り組む。
- 地域活動に市民参加を促す。
- 市民活動団体との連携を図る。

市民活動
団体

- 専門性・先駆性・機動性を発揮し、主体的に公共的課題や魅力あるまちづくりに取り組む。
- 市民の活動参加のきっかけを提供する。
- 自治会や他団体との連携により、活動内容や機能を高める。

企業・大学
等

- 専門性を発揮し、自治会や市民活動団体と協働し、地域課題、公共的課題の解決や魅力あるまちづくりに取り組む。

市

- 協働によるまちづくりの仕組みを整備する（協働指針策定など）。
- 市民活動に対する関心と共感を持ち、情報の提供と共有化を図る。
- 市民のまちづくりへの参加と参画を促し、人材の育成を図る。

(2) 協働の基本原則（ルール）

協働はそれ自体が**目的ではなく手法**であり、進め方が重要になります。協働を進める際に、お互いが「上田を良くする」ため、対話を重ねながらこの原則を尊重し、主体的に活動することが必要です。

■協働を進めるための原則

1 「対等の立場」

それぞれの主体が対等な関係に立ち、共通の課題に対し、相互の合意により役割を分担する。

2 「自主性の尊重」

互いに依存するのではなく、自立し自主的に活動する。

3 「目的の共有」

課題・目的を明確にし、共通した認識をもつ。

4 「相互の理解」

互いの特質を尊重し、違いを認め合い、理解する。

5 「情報の公開・共有」

協働の内容・評価の情報を公開し、共有する。



(3) 協働にふさわしい分野（事業）

公共的な課題解決を市民や市民活動団体等が担っている部分も多く、以下の例のように協働にふさわしい分野を、事業として組み立てていくことが考えられます。

■分野等の例

分野	具体的な協働の内容
①当事者性を重視したきめ細かい対応が必要な分野	<ul style="list-style-type: none">●子育て支援●青少年の育成●高齢者介護の支援●要援護者の見守り●健康づくり など
②地域社会の主体的な取組みが必要な分野	<ul style="list-style-type: none">●防犯・防災●ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題への対応●地域の活動拠点の設置・運営 など
③専門性が求められる分野	<ul style="list-style-type: none">●芸術・文化●人権擁護●外国人支援●市民活動への中間支援 など
④地域全体の合意形成が必要な分野	<ul style="list-style-type: none">●地域内分権●住民自治組織●地域まちづくり方針 など
⑤参加する市民の自己実現が図られ、コミュニティの形成に資する分野	<ul style="list-style-type: none">●生涯学習の支援●地域スポーツの推進 など

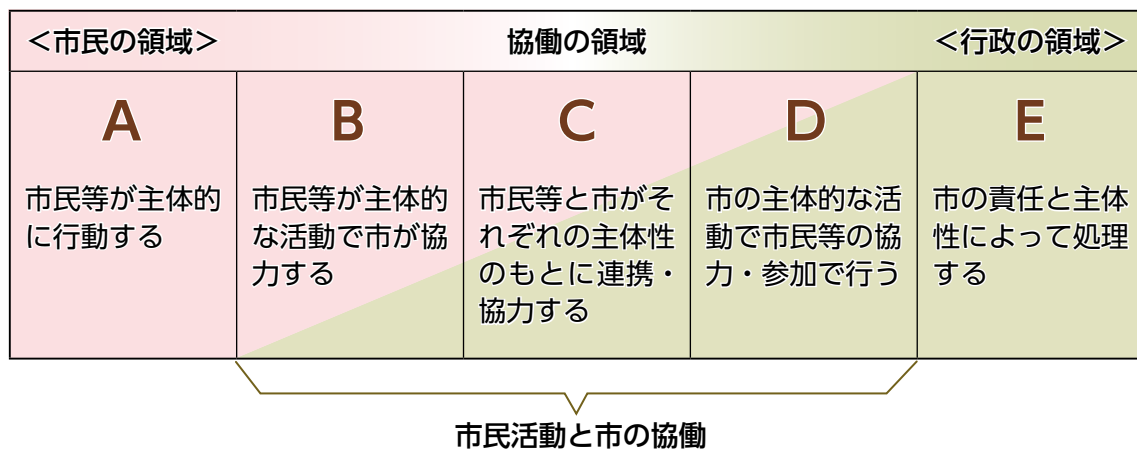
(4) 協働の領域と形態

① 協働の領域

協働の領域として、公共的な課題解決やまちづくりについて、市民や市民活動団体等が主体的に担うもの、市が主体的に担うもの、市民や市民活動団体等と市が協力して担うものがあります。市民や市民活動団体等と市が協力する領域を市民協働としています。

協働の場面は、様々な段階があり、市の関与の仕方や程度も多様で、協働にふさわしい関わり方を考えていく必要があります。

■ [協働の領域図]



(参考：横浜市協働推進の基本指針など)



② 協働の形態

市が市民や市民活動団体等と推進する従来からの協働の主な形態は下記のとおりです。協働によるまちづくりには、進める内容や考え方により、様々な形態が考えられます。

市民活動団体等と市との協働の主な形態

協働の形態	内 容	領域(※)
補 助	市民活動団体等が主体的に行う事業に、市が財政的な支援を行う形態 (例) わがまち魅力アップ応援事業など	B
後 援	市民活動団体等が主体的に行う事業に、市が後援名義の使用を認めて事業を後押しする形態 (例) 市民が主催するスポーツ大会など	B
共 催	市民活動団体等と市が共に共催者となり事業を行う形態 (例) シンポジウムの共同開催など	C
事業協力・支援	市民活動団体等と市などが、一定期間継続的な関係で協力しあう形態 (例) 信州ふるさと道ふれあい事業 (道路アダプトシステム)	C
情報提供・交換	それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用する形態	C
実行委員会	市民活動団体等と市が実行委員会を組織し、事業を行う形態 (例) まつり実行委員会など	C
政策提言	市民活動団体等がもつ専門知識などから生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる形態 (例) 各種審議会など	D
委 託	より効果的に実施するため、優れた特性を持つ市民活動団体等に市の事業を委ねる形態 (例) 施設の管理委託など	D

※領域…①協働の領域図に対応

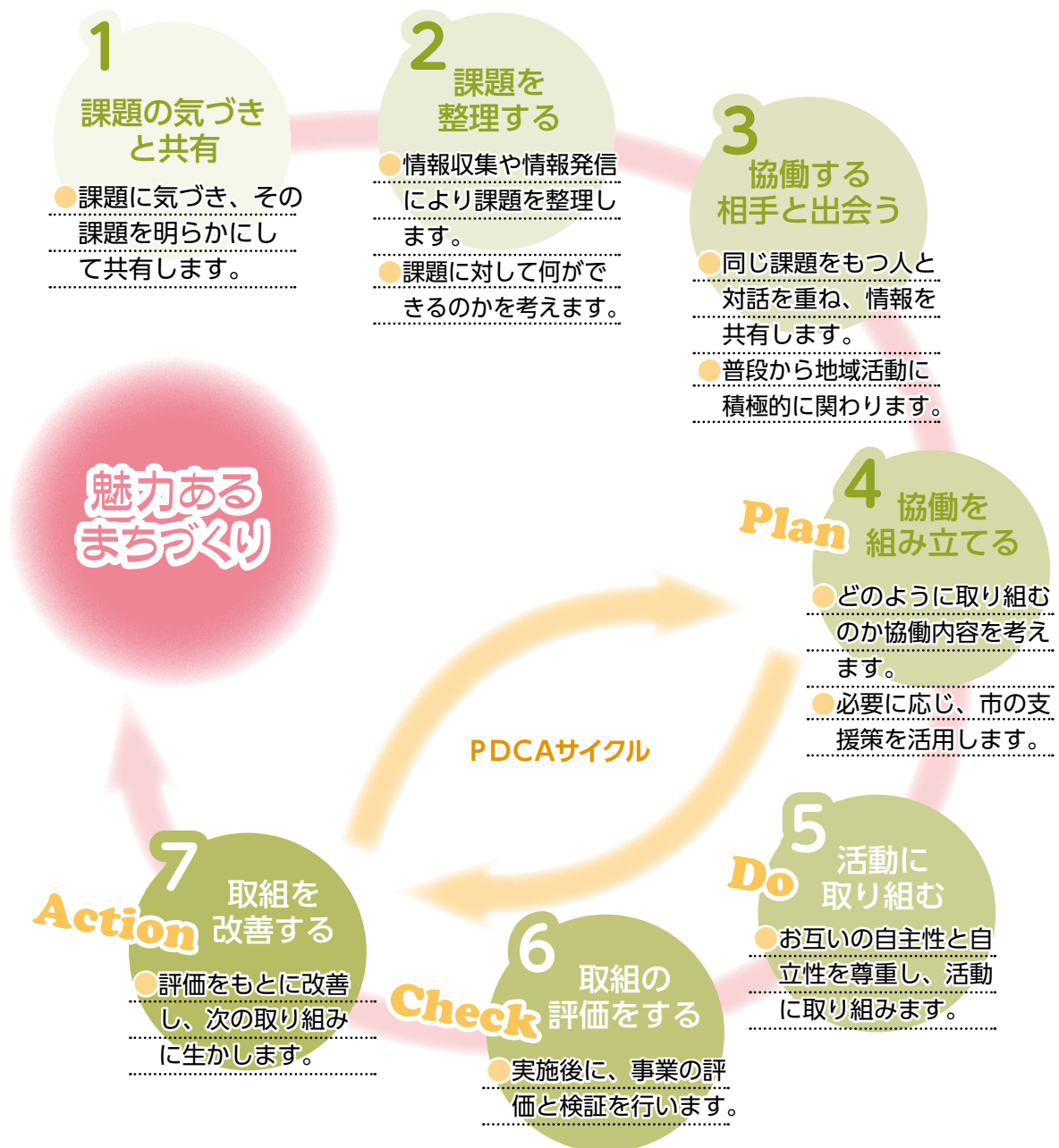
(5) 協働を活用する流れ（進め方）

協働の手法を用いた進め方は次のとおりです。

市民、市民活動団体ほか、どのような主体でもこの手順で進めることが可能です。

前述の「協働の基本原則（ルール）」を常に確認しながら、PDCAサイクル（※1）により、課題解決に向けた事業改善を図ることが大切です。

※1 PDCAサイクル……P (Plan 計画)・D (Do 実行)・C (Check 評価)・A (Action 改善) による継続的な業務改善



4. 「協働」推進のための環境づくり

様々な人や組織それぞれがまちづくりの担い手として協働を進めるために、市は次のとおり環境づくりに取り組んでいます。

(1) 推進体制づくり

① 市の体制強化

- 各課所に「協働推進員（仮称）」を置くなど、庁内横断的な連携や情報共有を図りながら協働の推進に取り組みます。[市民参加協働部・全庁]
- 市民が協働の提案や相談を行いやすい体制づくりを進め、広く市民からの意見を聞くとともに情報の共有化を図ります。[総務部、市民参加協働部、各地域自治センター]

② 市職員の意識強化

- 市職員に対する研修会を開催し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりに対する意識改革・強化を図るとともに、市民、市民活動団体等との協働意識の醸成に努めます。[総務部、全庁]

③ 市民と市職員の意識共有

- 市民と市職員が、まちづくりや地域課題の解決策等について考え語り合う座談会を開催します。[政策企画部、全庁]

④ 財政支援・制度検討

- わがまち魅力アップ応援事業補助金等により、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを行う市民活動に対する財政支援を行います。[市民参加協働部、各地域自治センター]
- 協働を推進するための必要な制度を検討します。[市民参加協働部、全庁]



(2) 情報共有と市民活動への支援

① 情報収集・提供と共有化

- 市政に関する行政情報や地域情報を、広報やホームページ等で分かりやすく市民に提供します。[総務部、全庁]
- 市民や市民活動団体等とのコミュニケーションを円滑にして信頼関係を築くため、幅広く地域課題や地域資源、人材情報等の情報が集まり、さまざまな人や組織が情報を共有できる仕組みを、地域自治センター単位等で構築します。(情報プラザ構想等) [総務部、市民参加協働部、全庁]

② 市民活動の支援

- 市民活動をより発展させるため、中間支援組織(※1)等との連携により、市民活動の中間支援やネットワークづくりを進めます。[市民参加協働部]
- 市民活動を総合的に支援するため、市民活動団体のボランティア活動に取り組んでいる各地域のボランティア地域活動センター(※2)と連携した「市民協働サポートセンター(仮称)」の設置を検討します。[市民参加協働部、関係部署]

※1 中間支援組織・・・NPO等市民活動団体の経営支援等のアドバイスや、他団体、企業、行政等との連携を推進する組織

※2 ボランティア地域活動センター・・・上田市社会福祉協議会が上田、丸子、真田、武石地域に設置している住民のボランティア活動の支援や広報、啓発等を推進する組織

③ 活動拠点の機能強化

- 市民活動の身近な場である各地域自治センターや公民館等について、協働の活動拠点としての機能強化に取り組みます。[市民参加協働部、各地域自治センター、教育委員会]
- 地域課題の解決や魅力あるまちづくりのために、公共施設の積極的な開放を進め市民や市民活動団体等が話し合い活動する場と機会の提供に取り組みます。[市民参加協働部、各地域自治センター、全庁]

④ 地域内分権の確立

- 「地域の個性や特性が生かされ、地域力が発揮されるまちづくり」を目標に、地域課題の解決や地域活性化に向けた住民の主体的取組とそれを市が支援する住民自治の仕組みづくりに取り組みます。[市民参加協働部、各地域自治センター]

(3) 人材育成

① 普及啓発

- 情報プラザ（構想）やホームページ等で協働事例や国・県の補助メニューを紹介するなど、積極的に地域課題の解決に向けた情報提供を行い、協働によるまちづくりに対する理解の促進を図ります。[総務部、市民参加協働部、全庁]

② 自治意識の向上

- 市民が市政に参画でき、地域課題の解決や魅力あるまちづくりについて市民自らが主体的に取り組む自治意識を向上させるため、市民や市民活動団体等を対象とした研究会や講座等を開催します。[市民参加協働部]
- 自治意識の向上を目指す市民自らの学習意欲に応えるため、人材交流やワークショップ等による学習する機会と場を提供します。[教育委員会、全庁]
- 地域社会の一員である学校と、市民や市民活動団体等との交流・連携を促進し、児童・生徒や学生がまちづくりの学習・体験ができる環境づくりに取り組みます。[教育委員会、市民参加協働部、全庁]

③ 人材活用制度の検討

- 「地域づくり人材育成講座（※3）」の修了者等の知識や経験ある皆さんに、市民活動のサポート役を担っていただけるよう「地域づくりサポーター（仮称）」の創出を図ります。[市民参加協働部、関係部署]
- まちづくりに関わる様々な人材を登録し活用につなげる「人材バンク制度」を検討します。[市民参加協働部、関係部署]

※3 地域づくり人材育成講座・・・地域づくりの進め方や手法を学び、まちづくりを進める人材を育成する目的で、市が長野大学との連携により平成22年度から実施している講座

(4) 評価・検証

○ 協働事業評価

- 上田市における協働の取組をより効果的なものとしていくため、協働事業を市民とともに評価・検証する仕組みを構築します。[市民参加協働部]

5. 今後に向けて

(1) 協働のまちづくりの実践

まちづくりを進めていくうえで、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、お互いに理解し合いそれぞれの特徴や能力を活かし合う協働の取り組みは、大変重要になってきます。

市民主体のまちづくりを推進するため、市は、市民や市民活動団体等と一緒に課題解決に取り組めます。

そのために、それぞれが一緒に考え、行動し汗を流すことが重要だと考えています。今後は、本指針に基づき、協働によるまちづくりの理解と実践によって、もっと住みよい上田市へさらに進めていきます。

(2) 一定期間での見直し

本指針については、社会情勢の変化への対応とともに協働の取り組みを積み重ねる中で、5年を超えない期間ごとに、市民意見を反映しながら見直しを行っていきます。



資料

○ 上田市市民協働指針検討委員会委員名簿

(敬称省略)

- 会 長 佐藤 和雄 (真田文化協会会長)
- 副会長 宮尾 秀子 (上田ボランティア連絡協議会会長)
- 委 員 北澤 良子 (女^{ひと}と男^{ひと}うえだ市民の会 代表)
- 〳 河野 良治 (長野大学企業情報学部准教授)
- 〳 竹内 充 (公募委員)
- 〳 竹田 裕美 (上田市子ども会育成会連絡協議会副会長)
- 〳 田畑 裕康 (上田市自治会連合会評議員)
- 〳 中澤 信敏 (信州上田まつり実行委員会事業部長)
- 〳 丸山かず子 (丸子地域協議会副会長)
- 〳 山浦健太郎 (公募委員)

○ 検討経過

市民参加による「市民協働指針検討委員会」を設置し、意見をいただきながら指針づくりを進めたほか、広く市民意見を反映する機会を設けました。

また、庁内においても「市民協働推進庁内検討会」を設け、市民協働指針検討委員会との協調体制により策定を進めました。

◎市民協働指針検討委員会（市民による委員 10 名）

○市民協働推進庁内検討会（庁内 16 課・係長級）

年月日	会議（委員会等）	内 容
H26. 8.21	○第 1 回庁内検討会	・庁内検討会の役割について ・検討委員会委員の推薦について
H26. 9.30	○第 2 回庁内検討会	・検討委員会委員の選考について ・市民協働事業の現状と課題について
H26.10.20	◎第 1 回検討委員会	・人事通知書交付 ・協働指針策定方針、スケジュール説明、意見交換
H26.11.17	◎第 2 回検討委員会	・協働の定義、課題・論点、指針の構成について
H26.12. 9	○第 3 回庁内検討会	・協働指針素々案について
H26.12.17	◎第 3 回検討委員会	・協働指針の素々案について 指針の位置付・目的、協働の定義、全体の構成
H26.12.24	○第 4 回庁内検討会	・協働指針素々案について
◆市民協働に関するアンケート実施（H26.12.26～H27.1.16） 対象：自治会・市民団体対象 572 団体（回答率 66.8%）		
H27. 1. 7	◎第 4 回検討委員会	・協働指針の素々案について 全体の構成、指針の趣旨、環境づくり
H27. 1.20	○第 5 回庁内検討会	・協働指針素案について
H27. 1.30	◎第 5 回検討委員会	・協働指針素案について （内山二郎氏アドバイザー出席）
H27. 2. 2	○第 6 回庁内検討会	・協働指針素案について
◆パブリックコメント（H27.2.5～2.27）提出件数 5 件		
◆市民協働フォーラム（H27.2.12）ファシリテーター内山二郎氏 参加者数 52 人		
H27. 2.19	◎第 6 回検討委員会	・協働指針案について パブリックコメントのご意見 市民協働フォーラムのご意見 ・市長への提言書について
H27. 3. 5	◎第 7 回検討委員会	・協働指針案について パブリックコメントのご意見 ・市長への提言書について
H27. 3.12	◎第 8 回検討委員会	・協働指針案の最終確認
H27. 3.12 市長への提言、策定		

（内山二郎氏…フリージャーナリスト、元「県民協働を進める信州円卓会議」協働推進委員会委員長）

○ 市民協働指針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 上田市自治基本条例（平成23年条例第1号）に定める協働によるまちづくりを一層推進するにあたり、上田市市民協働指針（以下「市民協働指針」という。）の策定を行うため、「市民協働指針検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、市民協働指針の策定に関する事項について検討するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- (1) 市民活動団体の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市民協働指針策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民参加協働部市民参加・協働推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、市民協働指針策定の日限り、その効力を失う。

○ 市民協働に関するアンケート調査結果

調査票発送日 自治会 平成 26 年 12 月 26 日
 市民団体 平成 27 年 1 月 5 日
 提出期限 平成 27 年 1 月 16 日

		自治会回答			市民活動団体回答			
調査対象団体数	572	240			332			(19 年調査)
回答数	382	156			226			(270)
回答率	66.8%	65.0%			68.1%			(174)
								(64%)
1 他団体との共同活動・交流があるか。		ある	ない	不明	ある	ない	不明	(ある)
(1) 他の市民団体と		48 (31%)	97	12	165 (73%)	59	2	(57%)
(2) 自治会等地縁団体と		79 (51%)	65	6	129 (57%)	87	6	(35%)
(3) 学生等若者と		39 (25%)	111	5	110 (49%)	106	6	(39%)
(4) 企業等と		26 (17%)	120	9	90 (40%)	124	9	—
2 団体間のネットワークは必要か。								
(1) 今後、必要か。		必要	不要	どちらでもない	必要	不要	どちらでもない	(必要)
		66 (42%)	9	64	174 (77%)	9	37	(63%)
(2) どのような団体とのネットワークが必要か。 (複数回答可)								
①同様な活動の市民団体		35	22%		130	58%		(80%)
②活動内容が異なる市民団体		16	10%		64	28%		(32%)
③自治会等地縁団体		42	27%		95	42%		(41%)
④学生等、若者の活動団体		23	15%		96	42%		(45%)
⑤企業等		13	8%		77	34%		—
⑥市		26	17%		107	47%		(48%)
⑦小中学校		33	21%		87	38%		
⑧大学等		9	6%		65	29%		
⑨その他		1	1%		12	5%		
3 活動を進めていく上で、課題・問題点は何か。 (複数回答可)								
(1) 活動資金の確保		88	56%		135	60%		(58%)
(2) 活動メンバーの確保		110	71%		133	59%		(63%)
(3) 運営		55	35%		48	21%		(34%)
(4) 活動の場		15	10%		35	15%		(17%)
(5) 情報の入手や発信		40	26%		53	23%		(28%)
(6) 他団体との交流		17	11%		45	20%		(19%)
(7) 行政機関との連携・理解		45	29%		102	45%		(28%)
(8) その他		1	1%		8	4%		
4 行政機関との連携・協力について								
(1) 行政との連携・協力を進めたいか。		はい	いいえ	どちらでもない	はい	いいえ	どちらでもない	(はい)
		95 (61%)	5	46	184 (81%)	2	28	(72%)
(2) 今までに連携・協力した活動はあるか。		ある	ない	不明	ある	ない	不明	(ある)
		53 (34%)	45	54	178 (79%)	33	10	(70%)
5 行政に望むこと (協働で進めたいこと)。 (複数回答可)								
(1) 活動や交流の拠点施設の確保、整備		38	24%		72	32%		(26%)
(2) 市民活動の担当窓口の明確化		40	26%		39	17%		(8%)
(3) 市民活動の情報を知らせる広報活動		44	28%		89	39%		(33%)
(4) 市民活動の理解が進むような広報活動		49	31%		56	25%		(22%)
(5) 行政のもつ情報の提供		59	38%		100	44%		(32%)
(6) 活動メンバー能力向上のための研修等		28	18%		52	23%		(25%)
(7) 市民活動に対する職員の意識改革		25	16%		50	22%		(17%)
(8) 施策・事業への参画機会の提供		20	13%		35	15%		(6%)
(9) 行政からの業務の委託		6	4%		30	13%		(6%)
(10) 活動に必要な備品や機材の提供		41	26%		63	28%		(18%)
(11) 活動への資金提供 (補助金)		72	46%		105	46%		(41%)
(12) 活動への資金提供 (融資)		14	9%		12	5%		(2%)
(13) 指針や基本方針		11	7%		5	2%		(1%)
(14) その他		3	2%		6	3%		(0%)

上田市協働のまちづくり指針
～住みたいまちを みんなでつくろう～

平成 27 年 3 月発行

編集・発行 上田市 市民参加協働部 市民参加・協働推進課
〒 386-8601 上田市大手一丁目 11 番 16 号
電話 (0268) 75-2230 FAX (0268) 22-4130
E-mail : mati@city.ueda.nagano.jp